

マイスナーによるプロイセン一般国法の理解

百瀬 房徳

I 序

マイスナーによる改訂版が1803年以降30年経過して1833年にベルリンにおいて刊行された。その中で、プロイセン一般国法（1795年）の会計に係わる諸規定が示されている。この一般国法は、身分法であり、「商人の法」が掲げられている。この法は、フリードリヒ・ウイルヘルムII世へ引き継がれ、1795年誕生した。これには指導的役割を果たしたとされるハンブルグ商科アカデミーの学長であったJ. G. ブッシュを始め、ハンブルグ等の諸都市の学者および知識人の助けを得て、ドイツの官僚達により「商人の法」として完成された。

マイスナーは、このプロイセン一般国法に従ったところの簿記の事例を示している。この事例は、形式的にはこうなるという簡略化されたそれである。したがって、日記帳、仕訳帳および元帳についての事例は示しているが、内容としては充分と言えない。それ故、イタリア式簿記を当論文では参考としている。

このマイスナーのプロイセン一般国法の簿記の事例では、加えて、「粗貸借平均表」（試算表）および「総貸借平均表」（決算表）がもうひとつの決算の方法として示されている。後者は、利益の計算と同時

に財産の状況を示す特徴のある計算表となっている。そのため、特に、総貸借平均表について当論文は取り上げている。

加えて、マイスナーでは、プロイセン一般国法のうちの会計に関する規定が、条文のそのもので、抜粋されている。これについては、拙著「貸借対照法の生成史」（森山書店）を参照されたい。

尚、マイスナーの論文の箇所は本文のなかで括弧にて示している。

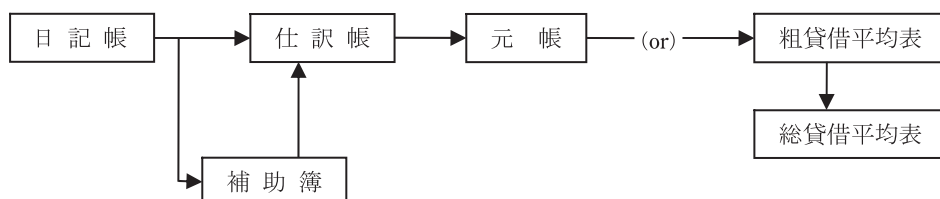
II 一般国法の基底となる簿記

プロイセン一般国法は、当時、実際に行われていた簿記を「商人の法」に組み入れ、かつ商人が遵守すべきものとして昇華させている。その後、簿記と「商人の法」は相互に影響しあって、商人の実際の社会へと浸透したのである。マイスナーは、簿記そのものは、商人の慣行に委ねられるが、しかし、この一般国法に適合するように思考している。

その簿記は、マイスナーによれば、複式簿記であり、日記帳、仕訳帳および元帳よりなるシステムをとりいれている。それは下記の「図表-1」の通りである。

図表-1

プロイセン一般国法による簿記システム



この「図表－１」の課題が、マイスナーによれば、下記の「図表－２」にまとめられている。

図表－２

簿記システムの課題

- 1) 帳簿の数を考えられる限り減じる
- 2) 帳簿を付けるのを軽減する
- 3) いずれの機会にも、元帳でもなく、かつ貸借平均表でもなく、すべての借方および貸方の総計が、結びつきある人名の取り扱いとともに、最も十分に概観され、財産目録の完成後、利益または損失を、確実にイタリア方式に従い、帳簿の締切後に達成されるところの、これらの方法によるまったく多様な様式にもとづいて速やかに算定される。

この課題は、基本的に、プロイセン一般国法よりもたらされているといえる。この一般国法は、商人間の争いに対処するもので、法では「商業帳簿に証拠能力を持たせようとするならば、商人の様式に従って付けられなければならない」（商人の法、第566条）とする。この規定は、商人の「簿記の慣行」に一般国法は委ねたものである。マイスナーは、「簿記の慣行」とはどのようなものかを呈示したものだといえる。この慣行は商業帳簿の作成に反映される。この帳簿の作成は、最終的に、財産目録の作成とともに、利益の分配の基礎となっている。そこで、プロイセン一般国法では、商事会社の規定のなかにおいて「定款に特定の約定がないならば、年度末のゾツィエテートの全財産に関して財産目録（Inventarium）が作成され、かつ商業帳簿より決算が行われ、これに従って利益（Gewinn）または損失（Verlust）が分配されるよう社員は要求できる」（商人の法、第642条）と規定したのである。上記の「図表－２」の第3項目は、「財産目録完成後、利益または損失を、確実にイタリア方式に従い、帳簿の締切後に達成されるところの、これらの方法による多様な様式にもとづいて速やかに算定される」とし、この第642条を反映したものであるといえるからである。その際、商人の様式に従った商業帳簿は、訴訟となった場合、「相手の要求に従い、元帳

と同時に他の帳簿も引合いに出され、呈示されなければならない」（商人の法、第567条）とし、さらに、「これらの帳簿は、これら自体のもとでも、専門家によってなされる証明でも、元帳に一致しなければならない」（商人の法、第568条）とする。ここでは、元帳は、いづれにしても、取引が左右両欄をもつ勘定において記録される帳簿である。この元帳の勘定が他の帳簿と一致しなければならないとすれば、簿記の慣行からみれば、当時理解されていた単式簿記（簡略化された複式簿記）や複式簿記が想定されていたといえよう。

「図表－２」の第3項目に従い、マイスナーのイタリア式簿記から、諸帳簿の一貫性について、動産勘定のひとつとしての用具勘定（Intensilien=Conto）とその関連帳簿についてみる。その次に、債務者が手形の譲渡による商品の仕入についてみる。したがって、これらの取引についてイタリア式簿記に従い、日記帳、現金帳、仕訳帳についてみると、下記の「図表－３」および「図表－４」のように連携していることが見られる。ただし、「図表－３」の「用具」は、現金により購入されているので、日記帳には記帳されていないが、「図表－４」の「手形」の譲渡による購入は日記帳で記帳せず、現金帳に記録される。

図表－ 3

マイスナーの現金帳

Debet		Januar		Credit	
			4	Utensilien = Conto	
				Für verschiedene	
				Hndlungs=Geräth-	
				schaften	100 — —

マイスナーの仕訳帳

2	31	Per Fünnf Debitoren — An Cassa=Conto			
		Per Utensilien=Conto · · · · ·		100	— —
		` Joh. Carl Mattes · · · · ·		3500	— —
		` Spedition=Conto · · · · ·		28	2 —
		` Handlungs=Unkosten=Conto · · · · ·		23	14 —
		` Haushaltungs=Unkosten=Conto · · · · ·		49	8 —

4		Debet		Utensilien=Conto		Credit		4	
Jan	31	An Cassa=			März	31	Per Neues Uten-		
		Conto	2	100			Silien=Conto	100	— —

「図表－ 3」は、マーゲルセン¹、プロイセン一般国法²およびゲアハルト³以降、新たに登場してきた動産たる「用具勘定」についての帳簿間の連携を示したものである。

商人間の訴訟における債務者および債権者の記帳についても、複式簿記によれば、日記帳および現金帳から仕訳帳および元帳への記録の連携は同様である。そこで、マイスナーの債権者勘定の例示を検討すると下記の通りである。

たとえば、日記帳によれば、2月12日に“Meiyer Comp.”より入手した手形を仕入れた商品の代金と

して仕入先へ譲渡する。(s.42) この取引を、次に、仕訳帳では、勘定を用いて仕訳をする。ここでは、2つの勘定、即ち、商品勘定と手形勘定が用いられる。そして、商品勘定（借方）と手形勘定（貸方）へと転記される。上述のプロイセン一般国法が規定するように、この2つの勘定は、元帳から仕訳帳、仕訳帳から日記帳へと遡及して取引を確認することができる。そこで、取引の全体の詳細が明らかとなる。それをマイスナーの2月12日の事例で示すと「図表－ 4」の通りである。

1 百瀬房徳 (1998) s. 110~114.

2 百瀬房徳 (1998) s. 261~265.

3 百瀬房徳 (2017), (1), S.11/12.

図表－４

日 記 帳

2	12	Herr A. W. Sommer in Hamburg 下記の商品に“Meyer Comp.”より購入した手形を代金回収に対して譲渡する 4000 Mk. Bec. Auf Heinße à 154 1/2 pct. Rthlr. 2057: 18: 8 3000 Mk. Bco. auf Feindt à 153 1/2 pct. 1923: 8: —	Debet		
			3081	2	8

仕 訳 帳

8	12	Per A.W. Sommer. — An Wechsel=Conto.			
17		Für übermachte Wechsel	3081	2	8

Debet		A. W. Sommer in Hamburg					Credit				
Febr.	12	An Wechsel=									
		Conto	17	3081	2	8					

Debet		Wechsel=Conto					Credit						
Febr.	28	An Cassa=Conto	2	3081	2	8	Febr.	12	Per A. W. Sommer	8	3081	2	8

プロイセン一般国法によれば、商業帳簿、即ち、簿記システムは、いずれの簿記をとるにしても、基本は複式簿記であった。この簿記は取引を記録することから始まる日記帳および現金帳を出発点とする。(S.48) この日記帳および現金帳はイタリア式簿記において必ず採用される種類のものである。この日記帳および現金帳での取引記録は勘定に分類され、仕訳帳において仕訳され、元帳の勘定に蓄積されてゆく。

日記帳および現金帳は、左側から元帳のページ欄、日付欄、摘要欄、個別金額欄および合計金額欄が設けられている。さらに、取引ごとに借方か、それとも貸方かは摘要欄において取引を示す勘定名の

右側に大文字で示されている。特に、上述のごとく、金額欄では、摘要欄と関連して、個別項目とその合計がみられ、取引の内容が明確に記載されている。このことからして、日記帳および現金帳の記帳係も、必然的に、簿記の知識を要求されよう。

仕訳帳は、借方側と貸方側に区分されており、両側ともに、左端より元帳欄、日付欄、摘要欄、および金額欄が設けられており、さらに、金額欄は現金勘定欄 (Cassa=Conto)、人的勘定欄 (Personen=Conto) および仮想された勘定欄 (Fingirte=Conto) の3つに区分されている。現金勘定欄が特別設けられているので、現金帳を設けて記録されるのは省略されている。そして、ここでは現金勘定欄では、借

方側においては現金の入、貸方側においては現金の出が記録されている。人名勘定欄では、借方側においては債務者（売掛金）と債権者（買掛金の返済）が、貸方においては債権者（買掛金）と債務者（売掛金の返済）が記録されている。仮想された勘定欄では、借方側においては費用を意味する勘定、貸方側においては収益を意味する勘定が記録されている。そして、仕訳そのものは、二重性の原則のもと、貸借平均するようになっている。また、この仕訳に用いられた勘定は、それぞれの取引の内容を代表する名称が付されており、その勘定が元帳へ転記され、元帳の構成要素となっている。

元帳は、個別の取引内容を示す勘定の総体である。この元帳は、複式記入を基礎とするイタリア式簿記と同様である。したがって、プロイセン一般国法の掲げる元帳では、基本的に、仕訳帳と連携して諸勘定が設けられる。このような簿記は、勘定を単位として仕訳帳と元帳を連携させるシステムである。この両者は仕訳帳から元帳へ転記するという作業が要求される。マイスナーは、このシステムでは、プロイセン一般国法により要請されている詐欺や誤りを防止することには何ら策を持ち合わせていないとする。即ち、「誤りそのものに対して、まったく試みをもちあわせていない。というのは、ここでは他の借方と関連する借方が、他の貸方と関連する貸方と混同されるならば、諸損益勘定（仮想された勘定）ばかりでなく、残高勘定（貸借平均勘定）も損益の誤りを同じ額について報告することになる。したがって、たとえば、生存している人名勘定（lebende Personen=Conto）、即ち債権者勘定に100Rthlr.貸方記入されず、代わって仮想された勘定（fingirtes Conto）、即ち収益勘定に貸方記入されるとすれば、必ず、貸借平均勘定（Bilanz=Conto）

の借方は、100Rthlr.多くもたらされることになる。それ故、貸借平均勘定のこの額の増加額は利益となるので、資本金勘定は所与の利益よりも100Rthlr.多くなる」とする。(s.54) このことは、負債が少なくなり、収益が多くなることを意味する。したがって、転記の誤りがこのような状況をもたらすことになる。このことについて、マイスナーは、「プロイセン式簿記の仕訳帳においては、発見されないままとはならない。なぜならば、簿記方は、時間を十分持ち合わせており、それぞれの欄を十分に観察することができるからである」(s.54) とする。かくして、マイスナーは、詐欺または誤りを簿記のシステムが防止するのは難しいことを婉曲に示唆しているといえる。それ故に、誤りを回避するために、簿記という方法は手段をもたないが、損益を表示することで、わずかでも効果がないというわけでもないとしている。それは貸借平均表の表示についてもいえることである。これを見逃さずに、細心の注意をしなければならないことになる。

元帳そのものは、勘定を単位として取引を記録する帳簿をいう。決算にさいして、勘定を締切り、損益勘定が作成され、損益を算定すると同時に、総貸借平均表が作成される。両者は、この決算に先行して作成される財産目録により調整される。損益が算定されるのには、仕訳を通して損益項目が損益勘定へ振替えられる。残った勘定項目より貸借平均勘定が作成されるが、ここでは仕訳はなされない。以上のプロセスが、マイスナーによるイタリア式簿記の概要である。この簿記で、損益勘定への振替仕訳とこの勘定の作成の事例を、マイスナーに従って示す。まず、損益勘定への振替仕訳は下記の「図表－5」の通りである。

図表－5

損益勘定への振替仕訳

22	31	Per Gewinn=und=Verlust=Conto.						
		An drei Creditores.						
	14	An Handlung=Unkosten=Conto		166	21	9		
		` Haushaltung=Unkosten=Conto		160	9	1		
		` Interessen=Conto		62	12	—		
				398	18	10		
22	31	Per vier Debitores.						
		An Gewinn=und=Verlust=Conto						
		Per Zucker=Conto		333	17	5		
		` Ksffee=Conto		642	6	4		
		` Diverses=Waaren=Conto		14	16	—		
		` Provision=Conto		46	14	—		
				1037	5	9		

かくして、損益勘定への振替仕訳を通して、次ぎに、勘定そのものに記載するとすれば、下記の「図表－6」となる。

図表－6

22		Debet		Gewinn=Verlust=Conto						Credit		22	
März	31	An drei Creditor					März	31	Per vier Debitor				
		14,15	21	389	18	10			6.7.19.	11	1037	5	9
	31	` Capital=							/				
		Conto	1	647	10	11							
				1037	5	9				1037	5	9	

23		Debet		General=Bilanz						Credit		23	
März	31	An Cassa=					März	31	Per Capital=				
		Conto	2	3900	—	—			Conto	1	5647	10	11
	31	An Utensilien=						31	Per Andr. Köller	3	5000	—	—
		Conto	4	100	—	—		31	Per Sommer in				
	31	An Chris. Sauer	10	3480	6	3			Hamburg	8	697	11	4
	31	An diverses							/				
		Waaren=Conto	19	3651	8	—							
	31	An Conto pro											
		Diverse	20	213	8	—							
				11344	22	3				11344	22	3	

損益勘定では、利益647Rthlr. 10Gr. 11Fl.が算出され、資本金勘定へ振替えられ、資本金は5647Rthlr. 10Gr. 11Fl.へと増加している。

総貸借平均勘定 (General Bilanz) は、財産目録の内、損益勘定へ振替えた後に残った勘定項目を集めて作成される。イタリア式簿記では、マイスナーによれば、財産目録より、仕訳をせず、直接、総貸借平均勘定へ振替えられている。「用具勘定」と「様々な商品勘定」が仕訳されているが、当該勘定内で、「次期繰越」を次期の「前期繰越」の仕訳をしてのみで、その他の勘定は仕訳をせずに勘定残高が総貸借平均勘定へ転記されている。

このことは、「図表-2」によっても確認される。その第3項目では、「財産目録の完成後、利益または損失を確実にイタリア式方法に従い、帳簿の実際の締切後に達成されるところのこれらの方法による、まったく多様な様式に基づいて速やかに算定される。」としているからである。また、このことは、プロイセン一般国法によって裏付けされる。この損益勘定および総貸借平均勘定の作成について規定がみられるのである。この一般国法では、「ゾツイエテートの全財産について財産目録が作成され、かつ商業帳簿より決算が行われ、これに従って利益または損失が分配されるよう社員は要求することができる。」(商人の法、第642条)としているのである。マイスナーによる簿記は、この規定と一致しているといえる。総貸借平均表の事例をマイスナーにしたがって示すと下記の「図表-6」の通りである。

Ⅲ ジョーンズの撰取による決算

マイスナーは、イタリア式簿記とは別に、イギリス式簿記を撰取したところの決算も示している。この簿記でも、仕訳帳の日記帳を通じて元帳までに至る。マイスナーでは、元帳より月次、四半期または決算時に、全勘定より粗貸借平均表 (Rohe Bilanz) が作成されている。これは、全体として、記帳の正

確性を検証することにもある。それに加えて、決算時のそれは、総貸借平均表により利益が算出されている。帳簿の形式は、粗貸借平均表も総貸借平均表も同じである。後者は、帳簿の最後に作成される。両者の内容は、借方および貸方において、現金勘定 (Cassa=Conto) 欄、人名勘定 (Personen=Conto) 欄および仮想された勘定 (Fingirte=Conto) 欄が設けられ、人名勘定欄で総合されている。

粗貸借平均表では、元帳の諸勘定の借方合計および貸方合計が一俵にまとめられている。したがって、この表で取引の全体像を概観することができる。現金勘定欄および人名勘定欄は財産の要素となっており、借方では「入」が貸方では「出」がそれぞれ合計で示されている。そして、仮想された勘定欄は借方が費用、貸方が収益を示す要素となっている。したがって、現金帳がイタリア式簿記ではみられたが、この表で現金勘定欄があるため、マイスナーでは、現金帳は、二重となるため、設けていない。

総貸借平均表では、借方の人名勘定欄で決算が行われている。その際、借方では、現金勘定欄の合計 (36782Rthlr. 7Gr. —Pf.) が人名勘定欄の合計 (24002Rthlr. 14Gr. —Pf.) の下へ振替えられて両者が合計され (27553Rthlr. 1Gr. —Pf.)、さらに、貸方での両者の合計 (100254Rthlr. 1Gr. —Pf.) が借方の下へ振替えられ、その差額 (518Rthlr. 8Gr. —Pf.) が利益として算出される。さらに、貸方では、仮想された勘定欄で決算が行われ、借方の仮想された勘定欄の合計が貸方の仮想された勘定欄の合計の下へ振替えられる。加えて、借方では、期末の商品および物件 (動産である用具) が加算されている。これは、商品および物件の在高を仕入額より控除して、売上げられた商品の原価を算出するためである。そして、費用および収益の視点より差額としての利益を算出しているといえる。以上のことは下記の「図表-7」でみられる。

図表－7

プロイセン一般国法の総貸借平均表

Cassa			Personen			Fingirte			
Rthlr.	Gr.	Pf.	Rthlr.	Gr.	Pf.	Rthlr.	Gr.	Pf/	
35645	—	—	2204	6	—	32547	2	—	April
1127	7	—	11944	4	—	12704	8	—	Mai
—	—	—	9854	4	—	21772	11	—	Juni
36782	7	—	24002	14	—	67023	21	—	
			36782	7	—				Die Summe der Casse zu der Personen
			60784	21	—				ergiebt
			39989	12	—				Dazu die vorräthigen Waaren und Sachen
			100774	9	—				macht zusammen
			100254	1	—				davon ab das gegenüberstehende Credit der
			518	8	—				bleibt reiner Gewinn

その帰結として、借方の人名勘定欄で算出された利益と貸方の仮想された勘定欄で算出された利益と一致する。したがって、総貸借平均表では、財産計算と損益計算の両方を含む平均表であるといえる。

IV プロイセン一般国法の商人の法

1 商人の定義

「商人の法」は、身分法として、まず、商人の定義より始まる。ここでは、マイスナーには商人の定義はみられないが、示しておくことにする。商人の定義は下記の通りである。マイスナーは「商人の法」の条文のみを示しているので詳細は拙著「貸借対照法の生成史」（森山書店）を参照されたい。

第475条「商品または手形の取引を主たる業として営む者は商人と称される」

第476条「国の保護のもとで商業を営もうとする者は、そのために当局の許可を求めなければならない」

第487条「一回の引渡に限って引受ける者は、それによりいまだ商人とはならない」

第479条「商人ギルドまたはインヌングが存在するところでは、それに加入がみとめられる会員はインヌングの定款の要件を充た

さなければならぬし、特に徒弟にかんしても充たされなければならない」

第480条「前条のインヌングがある地域ではその加入が認められている者のみが商人の権利を有する」

第482条「まったくギルドが存在しないか、あるいはこれが一定の種の商人に対してのみ設けられているところでは、継続的な商品取引あるいは手形取引を営む者すべてが商人の権利を有する」

第483条「工場の事業主は、その経営およびそこで製造される商品の販売に鑑み、商人の権利を有する」

第484条「船舶業に直接関係する取引に関して、船主についても同様である。」

2 商業帳簿の証拠能力

この規定されている商人が、取引する際に、相互に信用されるためには、当該取引が記録された商業帳簿の証拠能力が問われる。したがって、法廷へ呈示されるところの遵守されるべき記録された商業帳簿それ自体の証拠能力とそれに関連する諸事項が、プロイセン一般国法では詳細に規定されている。マイスナーは、この証拠能力に重点を置いた規定を掲

Credit

	Cassa			Personen			Fingirte		
	Rthlr.	Gr.	Pf.	Rthlr.	Gr.	Pf.	Rthlr.	Gr.	Pf.
April	5082	10	—	58665	8	—	6647	23	—
Mai	6584	20	—	13976	20	—	5225	2	—
Juni	280	2	—	15656	5	—	15680	—	—
hinzugerechnet	11956	8	—	88298	9	—	27553	1	—
ergibt				11936	8	—			
Nach der Inventur				100254	1	—	39989	4	—
macht zusmmen							67542	5	—
Personen u. Debet der fingirten Conti . .							67023	21	—
bleibt reiner Gewinn							518	8	—

げている。それは、下記のとおりである。

(商業帳簿の証拠能力)

第562条「商人はその商業帳簿を、適切に付けられているならば、訴訟となった債権の場合に、証拠として使用することができる」

第563条「事業に属する商品および手形に限ってこの証拠は拡大される」

(正規の簿記の原則：商人の商慣習としての簿記への依存)

第566条「商業帳簿に証拠能力を持たせようとするならば、商人の様式に従って付けなければならない」

第639条「各社員は社員によりなされた取引について正規の帳簿が商人の様式に従ってつけられていることを検証する義務がある」

(監査：帳簿間の一致：帳簿組織)

第567条「相手の要請により元帳とともに他の帳簿も呈示されなければならない」

第568条「これらの帳簿は、これら自体のもとも、専門家によりなされる証明でも、元帳に一致しなければならない」

(商人間での証拠能力)

第569条「商人間では、この商業帳簿は完全な証拠能力を持つ」

(係争中の証拠能力)

第570条「係争となった商人の帳簿への記載が相互に異なり、両者の帳簿が適切に付けられているならば、それらは当該事件の証拠手段として使用されない」

第571条「しかし、両者の一方に対してかなりの異議があるならば、非難されることなく付けられているもう一方は、反論が他の方法で確かめられない限り、証拠能力を持つ」

第572条「自白によるか、もしくは、その他で、商品が引渡されたことがすでに確認されている時、商人としては、他者に対して、係争中の商品の引渡に限り商業帳簿により証拠を挙げることができる」

(商人でない者との間の証拠能力)

第575条「商人の帳簿は、商人でない他人に対しては、いずれの場合においても、半分の証拠としかならない」

第576条「この半分の証拠が反対証拠により弱められるか、それとも却下されるならば、商人は帳簿の宣誓による強化が許される」

(会社たる事業による共同参加者の宣誓義務)

第594条「商人間で相互に行われた取引に関して

は、商業帳簿の証拠能力は一定の期間に
限定されない」

(商人の相続人の効力の期間)

第595条「商人の相続人に対しては、商業帳簿の
証拠能力は、遺贈者の死亡の日より5年
間限り有効である」

(商人でない者に対する効力の期間)

第596条「商人でない者に対しては、商業帳簿は
引渡の時より計算して1年以内に限り、
半分の証拠能力を持つ」

(記入事項に関する訴えの権利の消滅)

第597条「当年の経過後といえども、証拠能力は、
文書による契約と同様、記入されている
事項に基づいて訴える商人の権利を消滅
させるものではない」

(拒絶証書)

第598条「買い手が国王の領土を去るか、居所が
商人に不明の時、証拠能力は拒絶証書の
申請により商業帳簿で保持される」

第599条「しかし、拒絶証書は年限の経過前に裁
判所または法律委員会および公証人へ訴
えられなければならない」

第600条「その際、商人は、国王の領土の外へ商
人が出てしまったことを証明するか、そ
れとも宣誓にかえて、あらゆる努力にも
かかわらず、商人が買手の現在の居所を
探し求められないことを証拠固めしなけ
ればならない」

第601条「さらに商品は元帳を呈示し、債権が付
けられている当該箇所を拒絶証書に記入
してもらわなければならない」

(証拠能力の有効期間)

第602条「このように受容された拒絶証書により
商業帳簿の証拠能力は、その日より5年
間保持される。そして、これはその後も
拒絶証書の回復により延長される」

第603条「これと同じ拒絶証書により商人は商業
帳簿の証拠能力を、他の商人の相続人に
たいしても、第595条に規定されている
期間にわたり要求することができる」

第604条「さらに、商人は、商業帳簿の証拠能力
が消滅したからといって、債権そのもの
は失うものとはならない」

3 商業帳簿の記載事項

(帳簿の記載要件)

第605条「商業帳簿は貼り付けられたり、仮綴じ
されたり、あるいは裂かれたりしている
丁数が存在する場合、あるいは修正によ
り読みにくくなっている箇所が存在する
場合には、証拠能力はない」

第606条「商業帳簿を付けるにあたり、商人が自
己に有利に導くことを意図して不正確に
付けた場合にも同様である」

(財産目録とそれに基づく決算)

第642条「定款に特定の約定がないならば、年度
末にゾツィエータートの全財産に関して財
産目録が作成され、かつ商業帳簿より決
算が行われ、これに従って利益(Gewinn)
または損失(Verlust)が分配されるよ
う社員は要求することができる」

第638条「社員が、他の社員の文書による承認な
く、そのゾツィエータートの持分を他人に
譲渡する時には、その社員は他の社員よ
り商業帳簿の閲覧も、計算も、ほかの実
施された取引に関する証拠も求めること
はできず、年度決算の通知を求めること
に限られる」

(監査)

第607条「他の種類の不正確があり、かつそれが
多い場合、宣誓した専門家の鑑定に従っ
て、これがために帳簿の信憑性がまった
く失われているか否か判断されなければ
ならない」

第608条「偽証または間違った証明であると証拠
により立証されたか、その他の商人の誠
実な名前を汚す罪を犯したと判決および
法律により宣言されたか、または宣誓能
力なしと宣告された商人の商業帳簿は
まったく信用するに値しない」

(破産)

第609条「商人が詐欺破産または軽率な破産をさ
せた時もまた同様である」

第610条「商人が過失または無思慮による破産の
罪を犯したと判決がなされたといえど
も、商人の帳簿は他の存在する証拠を支
えるものとして採用される」

第611条「商人がその帳簿に基づいてすでに発生した支払が行われた請求権を要求するとすれば、その帳簿の証拠能力は永久に失われたものとする」

第612条「しかしながら、商人が単純に承認の事業の奉公人の不誠実または無秩序が故に、発生した支払について何の知識を得ていないことが証明されたとすれば、商人の帳簿の証拠能力はこの事業の奉公人が帳簿をつけたまたは現金の回収について必要としたところの時間の経過に関してのみ低下する」

4 罰則

(商業帳簿作成の不履行)

第1468条「正規の帳簿を付けず、また少なくとも年に一回自己の財産のバランスをも作成せず、これによって自己の状態を不明瞭ならしめている商人は、支払い不能におちいった際に、過失破産者として罰せられる」

(登記当局の不在)

第1469条「この商人は、公的部門が存在しない時、必然的に商人の法を欠いているのと同様であり、特別の認可なく、さらなる事業を営むことはできない」

(債権者の隠蔽は城塞禁固刑)

第1470条「このほかに、債権者の損失が大きかろうが小さかろうが、および支払不能が長期であろうが短期であろうが、隠蔽されるのは同じであり、1年3年の重懲役刑または城塞禁固刑に処せられる」

(軽率な破産)

第1482条「裁判官の調査を軽減するために、絞り込むか、または債務者の遅滞を隠蔽する支払不能の当該債務者にたいしては軽率な破産とするに該当する」

(詐欺および軽率な破産)

第1483条「退社した商人が自身の帳簿を隠したか、またはそこから財産および取引の状況を解らないほど不備または混乱のままに留めているならば、それを詐欺

および軽率な破産とみなす」

(逃亡した債務者)

第1484条「逃げ出した債務者が出された公の出頭命令に応じない時、元に戻って彼に下された判決は官報により告知される」

(作り上げた債権者)

第1454条「作り上げた債権者の一覧表により、あるいはその債権が理由づけられないかまたは度を過ぎている者を偽って優遇することにより、正当な負債の支払の為にあるのだが、十分にない破産財団を削減してしまう者は、裁判所の信頼およびすべての市民の榮譽を失うことになり、5年より10年に至る懲役刑に処せられなければならない」

(罰則の強化)

第1455条「この罰則は、そのほかに、実行された簡略により、かつ詐欺の隠蔽で商業帳簿およびそのほかの文書の変造または現された手段により、さらに、自ずと終身城塞禁固に至るまで強化される」

(破産者の死亡または逃亡)

第1456条「かかる詐欺による破産は、破産者が罰則の執行前に死亡するか、または逃れるのであれば、不名誉を宣言され、かつ破産者の肖像画が絞首台に掲げられる」

V 結語

マイスナーは、プロイセン一般国法を基底とした簿記について論ずるとともに、この一般国法の簿記およびそれに係わる諸規定を解説することなく、網羅している。

「商人の法」はこの一般国法の一部で、身分法として商人に関する法として1795年に誕生したものである。それ故、当論文では、商人自体の規定を加えて示している。

この商人の法の基底となる簿記システムは「図表一1」に示された通りである。日記帳、仕訳帳および元帳を示している。特に、仕訳帳において工夫がなされている。それは、借方および貸方の両欄に、現金勘定 (Cassa=Conto) 欄、人名勘

定 (Personen=Conto) 欄および仮想された勘定 (Fingirte=Conto) 欄が設けられていることである。そのため、現金帳は省略されている。元帳では、勘定を締切り、決算では「損益勘定」および「総貸借平均表」が作成される。前者では、仕訳を通して勘定が作成され利益が算出され、資本金勘定へと振替えられる。後者では、「ドイツ式簿記」同様に、用具勘定と様々な商品勘定について、当該勘定内で「次期繰越」と「前期繰越」の仕訳により振替えられるが、その他の勘定については残高を、直接、勘定内で仕訳をせず振替えている。したがって、仕訳を通して「残高勘定」は作成されることなく「総貸借平均表」を作成している。

もうひとつ、マイスナーは、ジョーンズに従ったところの「総貸借平均表」の作成についても行っている。この平均表は、上述の仕訳帳の延長線上で作成されている。それは「図表-7」の通りである。その帰結として、マイスナーは「総貸借平均表」の借方と貸方において、前者では、人名勘定欄で、財産の視点より、後者では、損益の視点より、利益を算出している。したがって、両者の視点からの利益の算出が可能であることを示したのである。

最後に、当論文においては、マイスナーは、プロイセン一般国法に従ったところの事例を示しているが、イタリア式簿記の事例のように十分なそれではないので、「粗貸借平均表」および「総貸借平均表」については、プロイセン一般国法の事例によるが、日記帳、現金帳、仕訳帳および元帳については、イタリア式簿記について論じた「獨協経済、第112号」によったものである。

拙稿

- 松尾憲橘・百瀬房徳訳 (1985) 「貸借対照法の論理」
森山書店 (クノー・バルト著)。
百瀬房徳 (1998) 「貸借対照表法の生成史—プロイセン一般国法の形成過程—」森山書店。
— (2002) 「体系複式簿記」(初版) 森山書店。
— (2009) 「体系複式簿記」(改定版)、森山書店。
— (1983) 「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号。

- (1987) 「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学経済学研究』第22号。
— (1989) 「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
— (1993) 「プロシア一般国法における商業帳簿」『獨協経済』第60号。
— (1996) 「プロシア一般国法における評価問題」『獨協経済』第62号。
— (1996) 「ストリッカーの簿記」『獨協経済』第63号。
— (1997) 「ルドヴィシの簿記」『獨協経済』第65号。
— (1997) 「サヴァリイよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『獨協経済』第66号。
— (1997) 「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』(会計史年報)。
— (1998) 「18世紀におけるドイツ会計の生成とその背景」『獨協経済』第67号。
— (1998) 「マーゲルセンの簿記」『獨協経済』第64号。
— (2001) 「マーゲルセンにおける損益勘定」『獨協経済』第74号。
— (2001) 「財産目録の位置付け」『会計』森山書店。
— (2004) 「会計制度創始期における評価」『獨協経済』第78号。
— (2007) 「ロイヒスと彼の著作」『獨協経済』第84号。
— (2008) 「総記法の歴史的意義」『会計学の諸相』白桃書房。
— (2008) 「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報。
— (2009) 「ロイヒスにおける複式簿記」『獨協経済』第86号。
— (2014) 「ロイヒスにおける単式簿記」『経営論集』第61巻第1号、明治大学経営学部。
— (2014) 「ドイツにおけるジョーンズの簿記とその評価」『獨協経済』第88号。

- (2015)「ワーグナーの複式簿記」『獨協経済』第97号.
- (2016)「ゲアハルトの簿記の基礎」『獨協経済』第98号.
- (2017)「ゲアハルトの簿記の実践」『獨協経済』第100号.
- (2017)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(1)」『獨協経済』第101号.
- (2018)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(2)」『獨協経済』第102号.
- (2018)「ヒングステッドの単式簿記およびイギリス式簿記の検討」『獨協経済』第103号.
- (2019)「ヒングステッドの複式簿記」『獨協経済』第104号.
- (2019)「ヒングステッドの複式簿記の事例」『獨協経済』第105号.
- (2020)「ブーゼの基礎となる財産目録」『獨協経済』第106号.
- (2020)「ブーゼの決算処理およびその関連事項」『獨協経済』第107号.
- (2020)「ブーゼの複式記入と勘定」『獨協経済』第108号.
- (2021)「帳簿在高と実際在高」『獨協経済』第109号.
- (2021)「ブーゼによるジョーンズの簿記の解説」『獨協経済』第110号.
- (2021)「ブーゼによるマイスナーの簿記の解説」『獨協経済』第111号.
- (2022)「マイスナーの簿記の基礎 —イタリア式簿記—」『獨協経済』第112号.
- (2022)「マイスナーの諸勘定とそれに基づく決算 —イタリア式とイギリス式による—」『獨協経済』第113号.
- (2022)「マイスナーのドイツ式簿記」『獨協経済』第114号.

